

の規定は、身体障害者小規模通所授産施設について準用する。

第六章 身体障害者福祉センター（略）

第七章 補装具製作施設（略）

第八章 盲導犬訓練施設（略）

第九章 視聴覚障害者情報提供施設（略）

附 則

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成一二年八月一一日厚生省令第一一ニ号）

この省令は、平成十二年九月一日から施行する。

附 則（平成一二年一一月二〇日厚生省令第一三二号）抄

（施行期日）

1 この省令は、平成十二年十二月一日から施行する。

附 則（平成一三年三月二七日厚生労働省令第三九号）

この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十五年四月一日から施行する。

（身体障害者更生施設の経過措置）

第二条 この省令の施行の際現に存する身体障害者更生施設の建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この省令の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。以下同じ。）について第八条第一項第一号口の規定を適用する場合においては、同号口中「収納設備等を除き六・六平方メートル」とあるのは「収納設備等を除き、三・三平方メートル」とする。

2 この省令の施行の際現に存する身体障害者更生施設の建物について第八条第一項第九号の規定を適用する場合においては、同号口中「二・二メートル」とあるのは「一・八メートル」とする。

3 この省令の施行の際現に存する身体障害者更生施設の建物について第八条第二項から第四項の規定を適用する場合においては、同項中「集会室」とあるのは当分の間適用しない。

（身体障害者療護施設の経過措置）

第三条 この省令の施行の際現に存する身体障害者療護施設の建物について第四十四条第一項第一号の規定を適用する場合においては、同号口中「収納設備等を除き九・九平方メートル」とあるのは「収納設備等を除き、六・六平方メートル」とする。

（身体障害者授産施設の経過措置）

第四条 この省令の施行の際現に存する身体障害者授産施設の建物について第五十二条第一項第一号及び第五十三条第一項第一号の規定を適用する場合においては、同号口中「収納設備等を除き六・六平方メートル」とあるのは「収納設備等を除き、三・三平方メートル」とする。

- 2 この省令の施行の際現に存する身体障害者授産施設の建物について第五十二条第一項第十一号及び第五十三条第一項第一号の規定を適用する場合においては、同号口中「二・ニメートル」とあるのは「一・ハメートル」とする。
- 3 この省令の施行の際現に存する身体障害者授産施設の建物について第五十二条第一項第七号の規定については、当分の間適用しない。

○指定基準と現行最低基準の比較表

現行最低基準	指定基準（案）
<p>○知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準 (平成二年十二月十九日) (厚生省令第五十七号) (平一一厚令一五・改称)</p> <p>第1章 総則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号。以下「法」という。)第21条第1項の規定による知的障害者援護施設(以下「援護施設」という。)の設備及び運営に関する基準は、この省令の定めるところによる。</p> <p>(基本方針)</p> <p>第2条 援護施設の設置者は、入所者又は利用者(以下この章において「入所者等」という。)に対し、良好な環境のもとで、社会福祉事業に関する熱意及び能力を有する職員による適切な処遇を行うよう努めなければならない。</p> <p>(構造設備の一般原則)</p> <p>第3条 援護施設の配置、構造及び設備は、日照、採光、換気等入所者等の保健衛生に関する事項について十分考慮されたものでなければならない。</p> <p>2 援護施設は、消火設備その他非常災害に際して必要な設備を設けなければならない。</p> <p>3 援護施設の建物(入所者等の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。)は、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第二条第九号の二に規定する耐火建築物又は同条第九号の三に規定する準耐火建築物でなければならない。ただし、通所による入所者のみを対象とする施設(以下「通所施設」という。)にあっては、この限りでない。</p> <p>(設備の専用)</p> <p>第4条 援護施設の設備は、もっぱら当該援護施設の用に供するものでなければならない。ただし、入所者等の処遇に支障がない場合に</p>	<p>○指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準 (平成〇年〇月〇日) (厚生労働省令第〇号)</p> <p>第一章 総則</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設及び指定知的障害者通勤寮(以下「指定知的障害者更生施設等」という。)に係る知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号。以下「法」という。)第十五条の二十六の設備及び運営に関する基準については、この省令の定めるところによる。</p> <p>(定義)</p> <p>第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 指定知的障害者更生施設等 法第十五条の二十四の規定により都道府県知事が指定する知的障害者更生施設、特定知的障害者授産施設及び知的障害者通勤寮をいう。 二 指定知的障害者更生施設 法第十五条の二十四の規定により都道府県知事が指定する知的障害者更生施設であって、次のイ及びロに掲げるものをいう。 <ul style="list-style-type: none"> イ 指定知的障害者入所更生施設 指定知的障害者更生施設のうちロを除いたもの。 ロ 指定知的障害者通所更生施設 指定知的障害者更生施設のうち通所による入所者のみを対象とするもの。 三 指定特定知的障害者授産施設 法第十五条の二十四の規定により都道府県知事が指定する特定知的障害者授産施設であって、イ及びロに掲げるものをいう。 <ul style="list-style-type: none"> イ 指定特定知的障害者入所授産施設

は、この限りでない。

(職員の専従)

第5条 援護施設の職員は、もっぱら当該援護施設の職務に従事することができる者をもって充てなければならない。ただし、入所者等の処遇に支障がない場合には、この限りでない。

(非常災害対策)

第6条 援護施設は、非常災害に備えるため、防災、避難等に関する具体的計画を立てるとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(帳簿の整備)

第7条 援護施設は、設備、職員、会計及び入所者等の処遇の状況に関する帳簿を整備しておかなければならない。

(苦情への対応)

第7条の2 援護施設は、その行った処遇に関する入所者等又はその保護者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 援護施設は、その行った処遇に関し、当該措置に係る都道府県又は市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

3 援護施設は、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第八十三条に規定する運営適正化委員会が行う同法第八十五条第一項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

第一章の二 知的障害者デイサービスセンター

(設備の基準)

第7条の3 (略)

(職員の配置の基準)

第7条の4 (略)

特定知的障害者授産施設のうち口を除いたもの。

□ 指定特定知的障害者通所授産施設 特定知的障害者授産施設のうち通所による入所者のみを対象とするもの。

四 指定知的障害者通勤寮 法第十五条の二十四の規定により都道府県知事が指定する知的障害者通勤寮をいう。

五 指定施設又は指定施設支援 それぞれ法第十五条の十一第一項に規定する指定施設又は指定施設支援をいう。

六 利用者負担額 法第十五条の十一第二項第二号に規定する市町村長が定める基準により算定した額をいう。

七 施設訓練等支援費の額 法第十五条の十一第二項に規定する施設訓練等支援費の額をいう。

八 支給期間 法第十五条の十二第三項第一号に規定する施設訓練等支援費を支給する期間をいう。

九 法定代理受領 法第十五条の十二第八項の規定により指定施設支援に要した費用が施設支給決定知的障害者(法第十五条の十二第五項に規定する施設支給決定知的障害者をいう。以下同じ。)に代わり当該指定施設に支払われる場合の当該指定施設支援に要した費用に係る指定施設支援をいう。

十 常勤換算方法 当該指定知的障害者更生施設等の従業者の勤務延時間数の総数を当該指定知的障害者更生施設等において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該指定知的障害者更生施設等の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

(職員の資格要件)

- 第7条の5 生活指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。
- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学において、心理学、教育学又は社会学を修めて卒業した者
 - 二 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を終了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を終了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であって、二年以上知的障害者の福祉に関する事業に従事したものの
 - 三 前二号に掲げる者のほか、知的障害者の更生援護に関し相当の学識経験を有すると認められる者

第二章 知的障害者更生施設

第二章 指定知的障害者更生施設

第一節 基本方針

(基本方針)

第三条 指定知的障害者更生施設は、入所者に対して、保護並びにその更生に必要な指導及び訓練を適切に行わなければならない。

- 2 指定知的障害者更生施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定施設支援を提供するよう努めなければならない。
- 3 指定知的障害者更生施設は、できる限り居宅に近い環境の中で、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、知的障害者居宅生活支援事業者（知的障害者居宅生活支援を行う者をいう。以下同じ。）、他の知的障害者援護施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

第二節 人員に関する基準

(職員の配置の基準)	(指定知的障害者入所更生施設の従業者の員数)
<p>第11条 更生施設には、次の各号に掲げる職員を置かなければならない。ただし、通所施設にあっては、第三号及び第六号に掲げる職員を、入所人員(通所による入所者の数を除く。)が四十人以下の施設にあっては、第六号に掲げる職員を、調理業務の全部を委託する施設にあっては、第七号に掲げる職員を置かないことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 施設長 二 医師 三 保健婦又は看護婦 四 生活指導員 五 作業指導員 六 栄養士 七 調理員 <p>2 更生施設の医師は、障害者の診療に相当の経験を有する者でなければならない。</p> <p>3 更生施設の作業指導員は、その指導する業務について相当の経験及び技能を有する者でなければならない。</p> <p>4 保健婦又は看護婦、生活指導員及び作業指導員の総数は、おおむね、次の各号に掲げる数の合計数以上でなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 入所者(通所による入所者を除く。)の数を四・三で除して得た数 二 通所による入所者の数を七・五で除して得た数 <p>5 女子を入所させる更生施設にあっては、生活指導員のうち少なくとも一人は、女子でなければならない。</p>	<p>第四条 指定知的障害者入所更生施設に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。ただし、第二号の介護職員は置かないことができる。また、入所定員が四十人を超えない指定知的障害者入所更生施設にあっては、第三号の栄養士を置かないことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数 二 保健師看護師、生活支援員、作業指導員及び介護職員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数を四・三で除して得た数以上 三 栄養士 一以上 <p>2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。</p> <p>3 指定知的障害者入所更生施設の従業者は、専ら当該指定知的障害者入所更生施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の支援に支障がない場合はこの限りでない。</p> <p>4 第一項第二号の保健師又は看護師のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。</p> <p>5 第一項第二号の生活支援員又は作業指導員のうち、一人以上は、常勤の者でなければならない。</p> <p>6 指定知的障害者入所更生施設は、入所による指定施設支援に併せて通所による指定施設支援を提供する場合は、第一項に掲げる員数の従業者に加えて、当該通所による指定施設支援を提供する従業者を、常勤換算方法で、通所による入所者の数を七・五で除して得た数以上置くものとする。</p> <p>7 指定知的障害者入所更生施設は、入所者の障害程度区分に応じた適切な対応を図るため、第一項及び前項に掲げる員数の従業</p>

者に加えて、必要な従業者を置かなければならぬ。

(職員の資格要件)

第12条 更生施設の長は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

- 一 社会福祉事業に五年以上従事した者であつて、施設を運営するのに適切であると認められるもの
- 二 精神保健に関して相当の学識経験を有する医師
- 三 前二号に掲げる者と同等以上の学識経験を有すると認められる者

(準用)

第18条の2 第七条の五の規定は、更生施設について準用する。

(指定知的障害者通所更生施設の従業者の員数)

第五条 指定知的障害者通所更生施設に置くべき従業者の員数は、次のとおりとする。ただし、第二号の保健師、看護師及び介護職員並びに第三号の栄養士を置かないことができる。

- 一 医師 入所者に対し健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数
- 二 保健師又は看護師、生活支援員、作業指導員及び介護職員の総数は、常勤換算方法で、入所者の数を七・五で除して得た数以上

三 栄養士 一以上

2 前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 指定知的障害者通所更生施設の従業者は、専ら当該指定知的障害者通所更生施設の職務に従事する者でなければならない。ただし、入所者の支援に支障がない場合はこの限りでない。

4 第一項第二号の生活支援員又は作業指導員のうち、一人以上は、常勤の者でなけれ

ばならない。

- 5 指定知的障害者通所更生施設は、入所者の障害程度区分に応じた適切な対応を図るため、第一項に掲げる員数の従業者に加えて、必要な従業者を置かなければならない。

(分場を設置する指定知的障害者更生施設の従業者の員数)

第六条 指定知的障害者更生施設は、当該施設と一体的に管理運営を行う通所による指定施設支援を提供する施設であって入所者が二十人未満のもの（以下この章において「分場」という。）を設置する場合は、当該分場において指定施設支援を提供する従業者を、常勤換算方法で、当該分場入所者の数を七・五で除して得た数以上とする。

- 2 指定知的障害者更生施設は、入所者の障害程度区分に応じた適切な対応を図るため、前項に掲げる員数の従業者に加えて、必要な従業者を置かなければならない。

第三節 設備に関する基準

(施設の敷地面積)

第8条 知的障害者更生施設（以下「更生施設」という。）の敷地面積は、原則として建築面積の三倍以上でなければならない。ただし、通所施設にあっては、この限りでない。

(規模)

第10条 更生施設は、次の各号の区分に従い、それぞれ当該各号に規定する規模を有するものでなければならない。

- 一 通所施設である更生施設 二十人以上の人員を入所させることができる規模
- 二 その他の更生施設 三十人以上（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第四十二条に規定する知的障害児施設（児童福祉施設最低基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号）第四十八条第一号に規定する自閉症児施設を除く。）又は同法第四十三条の二に規定する盲ろうあ児施設（同令第六十条第二項第一号に規定する難聴幼児通園

施設を除く。)に併設する場合にあっては、十人以上)の人員を入所させること(通所により入所させることを除く。)ができる規模

(設備の基準)

第9条 更生施設には、次の各号に掲げる設備を設けなければならない。ただし、通所施設にあっては、第一号、第二号、第四号、第十二号及び第十三号に掲げる設備を設けないことができる。

- 一 居室
- 二 静養室
- 三 食堂
- 四 浴室
- 五 洗面所
- 六 便所
- 七 医務室
- 八 作業指導室又は作業指導場
- 九 調理室
- 十 事務室
- 十一 会議室
- 十二 宿直室
- 十三 指導員室
- 十四 相談室
- 十五 運動場

2 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 居室
 - イ 地階に設けてはならないこと。
 - ロ 一室の定員は、四人を標準とすること。
 - ハ 入所者(通所による入所者を除く。)一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、3.3平方メートル以上であること。
- 二 避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して一以上の出入口を設けること。
- ホ 入所者(通所による入所者を除く。)の寝具及び身の回り品を各人別に収納することができる収納設備を設けること。
- ヘ 男子用と女子用を別に設け、かつ、その間の通路は、夜間は通行ができないよう遮断できるものであること。

二 静養室

- イ 医務室の近くに設け、男女別とするこ

(設備)

第七条 指定知的障害者更生施設の設備の基準は、次のとおりとする。ただし、指定知的障害者通所更生施設にあっては、第一号、第二号及び第四号に掲げる設備を設けないことができる。

- 一 居室
 - イ 一の居室の定員は、四人以下とすること。
 - ロ 入所者(通所による入所者を除く。)一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、6・6平方メートル以上とすること。
 - ハ 男子用と女子用を別に設け、かつ、その間の通路は、夜間は通行ができないよう遮断できるものであること。
- 二 静養室
 - イ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。
 - ロ 医務室に近接して設けること。
 - ハ 男女別とすること。
- 三 食堂
 - イ 食事の提供に支障がない広さを有すること。
 - ロ 必要な備品を備えること。
- 四 浴室
 - 障害の特性に応じたものとすること。
- 五 洗面所
 - イ 居室のある階ごとに設けること。
 - ロ 障害の特性に応じたものとすること。
- 六 便所
 - イ 居室のある階ごとに男子用と女子用を別に設けること。
 - ロ 障害の特性に応じたものとすること。
- 七 医務室
 - イ 治療に必要な機械器具等を備えること。
 - ロ 静養室を設置しない知的障害者通所更生施設にあっては、イに定めるもののほか、寝台又はこれに代わる設備を

と。

口 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

ハ イ及び口に定めるもののほか、前号イ及びニに定めるところによること。

三 便所

男子用と女子用を別に設けること。

四 医務室

イ 必要な医薬品、衛生材料及び医療機械器具を備えること。

口 通所施設である更生施設であつて静養室を設置しないものにあっては、イに定めるもののほか、第二号口及びハに定めるところによること。

五 作業指導室又は作業指導場

作業に従事する者の安全を確保するための設備を設けること。

六 調理室

火気を使用する部分は、不燃材料を用いること。

3 前2項に規定するもののほか、更生施設の設備の基準は、次に定めるところによる。

一 廊下の幅は、1.35メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。

二 廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

4 重度の知的障害者(以下「重度者」という。)を入所させる更生施設(通所施設を除く。)の設備の基準は、前3項に定めるもののほか、次に定めるところによる。

一 必要に応じ、一人用居室及び二人用居室を設けること。

二 前三項に規定するもののほか、重度者の保健衛生、安全の確保等の見地から、その設備について特別の配慮をすること。

設けること。

八 作業指導室又は作業指導場

イ 作業に従事する者の安全を確保するための設備を設けること。

口 指導を行うために必要な広さを有すること。

ハ 指導に必要な器具を備えること。

九 相談室

室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

十 運動場

必要な備品を備えること。

十一 廊下幅

一・三五メートル以上とすること。

ただし、中廊下の幅は、一・ハメートル以上とすること。

2 前項に規定するもののほか、廊下、便所その他必要な場所に常夜灯を設けること。

3 前二項に掲げる設備は、専ら当該指定知的障害者更生施設の用に供するものでなければならない。ただし、入所者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(分場の設備の基準)

第八条 指定知的障害者更生施設が設置する分場の設備の基準は、前条に規定する指定知的障害者通所更生施設に準ずる。ただし、相談室及び運動場は設けないことができる。

第四節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第九条 指定知的障害者更生施設は、施設支援決定知的障害者が指定施設支援の利用の申し込みを行ったときは、当該利用申込者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第七十六条の規定による説明を行わなければならない。

- 2 指定知的障害者更生施設は、社会福祉法第七十七条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、入所者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

(受給資格等の確認)

第十条 指定知的障害者更生施設は、指定施設支援の提供を求められた場合は、その者の提示する施設受給者証によって、施設支援決定の有無及び支給期間を確かめなければならない。

(入退所)

第十一條 指定知的障害者更生施設は、正当な理由なく、指定施設支援の提供を拒んではならない。

- 2 指定知的障害者更生施設は、指定施設支援の利用について市町村が行うあっせん、調整及び要請（以下「あっせん等」という。）並びに当該あっせん等について都道府県が行う市町村相互間の連絡調整等に対し、できる限り協力しなければならない。

- 3 指定知的障害者更生施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、市町村と協議の上、適切な病院又は診療所を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。

- 4 指定知的障害者更生施設は、入所申込者の入所に際しては、その者の心身の状況、病歴等の把握に努めなければならない。

- 5 指定知的障害者更生施設は、入所者の居住地の変更が見込まれる場合においては、速やかに当該入所者の居住地の市町村に連絡しなければならない。
- 6 指定知的障害者更生施設は、入所者について、その心身の状況等に照らし、各種の居宅サービスを利用することによりその者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかを定期的に検討しなければならない。
- 7 前項の検討に当たっては、生活支援員、介護職員、保健師及び看護師等の従業者の間で協議しなければならない。
- 8 指定知的障害者更生施設は、その心身の状況等に照らし、各種の居宅サービスを利用することにより居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、その者の希望等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行わなければならない。

(施設訓練等支援費支給の申請に係る援助)

第十二条 指定知的障害者更生施設は、施設支給決定を受けていない者から入所の申し込みがあった場合には、当該者の意向を踏まえ、速やかに施設訓練等支援費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

- 2 指定知的障害者更生施設は、入所者が行う支給期間の終了に伴う施設訓練等支援費の支給申請について、市町村が当該申請に対する決定をするまでに通常要すべき標準的な期間を考慮して行われるよう、必要な援助を行わなければならない。

(入退所の記録の記載等)

第十三条 指定知的障害者更生施設は、入所又は退所に際しては、指定施設支援の種類、入所又は退所の年月日その他の必要な事項（以下「施設受給者証記載事項」という。）を、その者の施設受給者証に記載しなけれ

ばならない。

2 指定知的障害者更生施設は、前項に規定する施設受給者証記載事項を遅滞なく市町村に対し報告しなければならない。

3 指定知的障害者更生施設は、入所者数の変動が見込まれる場合においては速やかに都道府県に報告しなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第十五条 指定知的障害者更生施設は、指定施設支援を提供した際は、入所者又はその扶養義務者から利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定知的障害者更生施設は、法定代理受領を行わない指定施設支援を提供した際は、前項に掲げる利用者負担額のほか、入所者から法第十五条の十一第二項に規定する額の支払を受けることができるものとする。

3 指定知的障害者更生施設は、前二項の費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を入所者に対し交付しなければならない。

(指定知的障害者更生施設が入所者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

第十四条 指定知的障害者更生施設が指定施設支援を提供する入所者等に対して金銭の支払を求める能够性は、当該金銭の使途が直接当該入所者の便益を向上させるものであって当該入所者に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。

2 前項の規定により金銭の支払を求める際には、当該金銭の使途及び額並びに入所者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、入所者等の同意を得なければならない。ただし、次条第一項及び第二項に掲げる支払については、この限りではない。

(施設訓練等支援費の額に係る通知)

第十六条 指定知的障害者更生施設は、市町村から指定施設支援に係る施設訓練等支援費の支給を受けた場合は、入所者に対し、当該入所者に係る施設訓練等支援費の額を通知しなければならない。

2 指定知的障害者更生施設は、第十五条第二項の法定代理受領を行わない指定施設支援に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定施設支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対して交付しなければならない。

(指定施設支援の取扱方針)

第十七条 指定知的障害者更生施設は、入所者について、その者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定施設支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定知的障害者更生施設の従業者は、指定施設支援の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、入所者に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

3 指定知的障害者更生施設は、その提供する指定施設支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(施設支援計画の作成等)

第十八条 指定知的障害者更生施設は、指定施設支援の提供に当たって、入所者に対して、当該施設支援の提供に係る計画（以下「施設支援計画」という。）を作成するとともに、当該施設支援計画に基づき、適切に指定施設支援を提供しなければならない。

2 指定知的障害者更生施設は、前項の規定による施設支援計画の作成に当たって、入所者に対し、当該施設支援計画について説明するとともに、その同意を得なければならぬ。

<p>第13条 更生施設は、入所者の更生援護に関する具体的措置を決定し、及びその円滑な実施を図るため、必要な時期に指導会議を開かなければならない。</p>	<p>3 指定知的障害者更生施設は、第一項の規定による施設支援計画の作成に当たって、施設支援計画作成に係る会議を開かなければならない。</p>
	<p>4 指定知的障害者更生施設は、施設支援計画の作成後においては、その実施状況の把握を行うとともに、入所者について解決すべき課題を把握し、必要に応じて施設支援計画の見直しを行わなければならない。</p>
	<p>5 第二項及び第三項の規定は、前項に規定する施設支援計画の見直しについて準用する。</p>
<p>(相談及び援助)</p>	
	<p>第十九条 指定知的障害者更生施設は、常に入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、その者又は家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。</p>
<p>(指導、訓練等)</p>	
	<p>第二十条 指定知的障害者更生施設は、入所者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、入所者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって指導、訓練等を行わなければならない。</p>
<p>(生活指導等)</p>	
<p>第14条 更生施設は、入所者が日常生活におけるよい習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるようあらゆる機会を通じて生活指導を行わなければならない。</p>	<p>2 指定知的障害者更生施設は、入所者が日常生活における適切な習慣を確立するとともに、社会生活への適応性を高めるようあらゆる機会を通じて生活指導を行わなければならない。</p>
	<p>3 指定知的障害者更生施設は、入所者に対し、その有する能力を活用することにより、社会経済活動に参加することができるようにするため、入所者の障害の特性に応じた必要な訓練を行わなければならない。</p>
<p>2 入所者(通所による入所者を除く。)については、一週間に二回以上入浴をさせ、又は清拭を行わなければならない。</p>	<p>4 指定知的障害者更生施設は、入所者の希望等を勘案し、適切な方法により、入所者を入浴させ、又は清しきしなければならぬ。</p>

い。

5 指定知的障害者更生施設は、指導、訓練等を行うに当たっては、常に一人以上の従業者を従事させなければならない。

6 指定知的障害者更生施設は、入所者に対し、その負担により、当該知的障害者更生施設の従業者以外の者による指導、訓練等を受けさせてはならない。

(給食)

第16条 納食は、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

2 調理は、あらかじめ作成された献立に従つて行わなければならない。

3 栄養士を置かない更生施設にあっては、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について栄養改善法(昭和二十七年法律第二百四十八号)第九条に規定する栄養指導員の指導を毎月一回以上受けなければならない。

(作業指導)

第15条 更生施設は、必要に応じ、入所者が自立して社会生活を営むことができるよう作業指導を行わなければならない。

第14条

2 更生施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜レクリエーション行事を行わなければならぬ。

(食事の提供)

第二十一条 食事の提供は、栄養並びに入所者の身体の状況及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行わなければならない。

2 調理はあらかじめ作成された献立に従つて行わなければならない。

3 栄養士を置かない指定知的障害者更生施設にあっては、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けなければならない。

(作業指導)

第二十二条 指定知的障害者更生施設は、必要に応じ、入所者が自立して社会生活を営むことができるよう作業指導を行わなければならない。

(社会生活上の便宜の供与等)

第二十三条 指定知的障害者更生施設は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜入所者のためのレクリエーション行事を行わなければならない。

2 指定知的障害者更生施設は、入所者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続について、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行わなければならない。